

## 寄居町認可外保育施設指導監督要綱

制定 平成31年3月20日 告示第35号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）の規定に基づき、認可外保育施設に対する指導監督の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「認可外保育施設」とは、町内に所在する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含む。）をいう。

(指導監督の実施)

第3条 認可外保育施設の把握は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」（以下「指導監督の指針」という。）第1の4により行うものとし、認可外保育施設を設置した場合の法第59条の2第1項の届出は、認可外保育施設設置届（様式第1号）により行うものとする。

2 認可外保育施設に対する報告徴収は、指導監督の指針第2の2により行うものとし、法第59条第1項及び第59条の2の5第1項に基づく通常の報告徴収については、認可外保育施設の運営状況について（照会）（様式第2号）により行うものとする。ただし、必要と認められる場合は、この様式によらないで行うことができる。

3 事故等が生じた場合の報告及び長期滞在児のいる場合の報告は、それぞれ事故報告書（様式第3号）及び長期滞在児報告書（様式第4号）により徴収するものとする。

4 法第59条の2第2項の厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合及び施設を廃止し、又は休止した場合の報告は、それぞれ認可外保育施設

事業内容等変更届（様式第5号）及び認可外保育施設〔休止・廃止〕届（様式第6号）により徴収するものとする。

- 5 法第59条第1項の認可外保育施設に対する立入調査は、指導監督の指針第2の3により行うものとし、立入調査を行う場合は、あらかじめ第2項による文書の提出を求め、これに基づき行うものとする。ただし、必要と認められる場合は、あらかじめ文書の提出を求めないで行うことができる。
- 6 前項の規定により立入調査を行う職員は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条に定める証票を携帯しなければならない。（指導監督結果の措置）

第4条 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別添「認可外保育施設指導監督基準」に照らして改善を求める必要があると認められる認可外保育施設に対しては、次に定める措置を行うものとする。

- (1) 認可外保育施設からの報告徴収又は立入調査によって指導すべき事項等が明らかになった場合は、指導監督の指針第3に基づき、原則として認可外保育施設の立入調査（報告徴収）結果について（通知）（様式第7号）により改善指導を行い、当該施設から回答を得て確認するものとする。
- (2) 前号の指導に応じない場合又は適切な児童の処遇を確保するため、特に必要と認められる場合は、指導監督の指針第3の3(2)①に基づき、改善勧告（様式第8号）により改善勧告を行うものとする。この場合において、適切な児童の処遇を確保するため、前号の改善指導を経ずに改善勧告を行う場合の取扱基準については、別に定めるものとする。
- (3) 前号による勧告を行ったときは、指導監督の指針第3の3(2)③に基づき、勧告後の改善状況調書（様式第9号）により認可外保育施設からの報告徴収又は立入調査を実施し、改善措置の状況を確認するものとする。
- (4) 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、指導監督の指針第3の3(3)に基づき、利用者に対し周知するとともに、必要に応じ、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、公表を行うことができる。この場合において、公表を行う場合の取扱基準については、別に定めるものとする。

（事業の停止・施設の閉鎖命令）

第5条 事業の停止又は施設の閉鎖命令については、指導監督の指針第4に基づいて行う。この場合において、事業停止又は施設の閉鎖命令を行う場合の取扱基準については、別に定めるものとする。

(県への報告)

第6条 新たに認可外保育施設を把握した場合又は既存認可外保育施設において基本的な事項に係る変更が生じた場合は、埼玉県に報告するものとする。

2 前項で定める基本的な事項に係る変更とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 施設の廃止又は休止
- (2) 施設の所在地又は名称の変更
- (3) 園長等施設の設置者又は管理者の変更
- (4) 建物その他の設備の規模及び構造の変更

附 則

この告示は、公布の日から施行する。